41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	

を

40	
41	
41	
42	
42	
43	
43	
44	
44	
45	
45	
46	
46	
47	
47	
48	
49	

に改め、同表一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈢欄の項中

65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	

を

80	
81	

に改め、同表二等陸佐、二等海佐及び二等空佐の項中

64	
65	
66	
67	
67	
68	
69	
70	
70	
71	
72	
73	
73	
74	
75	

を

76	
77	

に改め、同表三等陸佐、三等海佐及び三等空佐の項中

69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	

を

83	
84	
85	

に改め、同表一等陸尉、一等海尉及び一等空尉の項中

68	
69	
69	
70	
70	
71	
71	
72	
72	
73	
74	
75	
75	
76	

を

76	
77	

に改め、同表二等陸尉、二等海尉及び二等空尉の項中

71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	

を

80	
81	

に改め、同表三等陸尉、三等海尉及び三等空尉の項中

73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	

を

81	
82	
83	
85	
86	
87	
89	
90	
91	
93	

に改め、同表一等陸尉、一等海尉及び一等空尉の項中

74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	

を

80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	

に改め、同表二等陸佐、二等海佐及び二等空佐の項中

81	
82	
83	
85	
86	
87	
89	
90	
91	
93	
94	
95	
96	
97	
97	
97	

を

90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
97	
97	

に改め、同表三等陸佐、三等海佐及び三等空佐の項中

88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	

を

89	
91	
93	
95	
97	
98	
99	
101	
103	

に改め、同表一等陸尉、一等海尉及び一等空尉の項中

97	
98	
99	
100	
101	
102	
103	
104	
105	
105	
105	
105	
105	
105	
105	

を

112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	

を

113	
115	
117	
119	
121	
123	
125	
127	
128	
129	
129	
129	
129	
129	
129	
129	
129	

に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則第九条第三項の政令で定める年齢等を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十三号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則第九条第三項の政令で定める年齢等を定める政令

内閣は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）附則第九条第三項、同項において読み替えて準用する同法附則第八条第二項及び同法附則第九条第四項において準用する同条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成二十五年四月一日における号俸の調整に係る年齢等）

第一条　国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（以下「給与改定法」という。）附則第九条第三項の政令で定める年齢は、三十九歳とする。

2　給与改定法附則第九条第三項において読み替えて準用する給与改定法附則第八条第二項の調整の必要があるものとして政令で定める防衛省の職員及び特に調整の必要があるものとして政令で定める防衛省の職員については、一般職に属する国家公務員の例による。

（最高号俸を超える俸給月額を受ける医師又は歯科医師である自衛官についての加算額）

第二条　給与改定法附則第九条第四項において準用する同条第二項の政令で定める額は、同条第四項に規定する医師又は歯科医師である自衛官の属する階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の㈡欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈠欄、㈡欄又は㈢欄をいう。）における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額に相当する額とする。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○法務省令第三号

不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日

法務大臣　谷垣　禎一

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「書面に記載した」を「書面につき」に、「訂正又は削除をした文字の前後に括弧」を「その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号」に、「訂正、加入若しくは削除をした文字の字数を欄外に記載し、その欄外の字数を記載した部分への押印又は当該訂正、加入若しくは削除をした部分への押印を」を「当該字数を記載した部分又は当該記号を付した部分に押印」に改める。

（抵当証券法施行細則の一部改正）

第二条　抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一号中「第三百七十五条」を「（明治二十九年法律第八十九号）第三百七十六条」に改める。

（鉱害賠償登録規則の一部改正）

第三条　鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「その他」を「その他の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の書面につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにし、かつ、当該字数を記載した部分又は当該記号を付した部分に押印しなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。

（商業登記規則の一部改正）

第四条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中「その他」を「その他の」に改め、同条第三項中「書面に記載した」を「書面につき」に改め、「したときは、」の下に「その旨及び」を加え、「削除をする文字の前後に括弧」を「削除をした文字に括弧その他の記号」に、「その字数を欄外に記載した部分又は当該訂正、加入若しくは削除をした部分」を「当該字数を記載した部分又は当該記号を付した部分」に改める。

（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成十二年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。